

無料

調停は、裁判所の調停委員会のおっせんにより、もめごとを話し合い適切に解決しようという制度です。

調停相談会

とき

平成28年 **10/19(水)**

10:00~16:00 まで

ところ

フィール旭川

7階 (1条通買物公園)

金銭・土地建物・交通事故・夫婦・相続の問題

民事・家事調停手続きについて調停委員が対応いたします。

お気軽に
ご相談下さい。



調停ってどんな
ことをするの？

困ってるけど、こんな
ことで調停を申し込ん
でもいいのかしら？

調停を勧められたけれど、
どこに申し込めばいいの？

費用はどのくらい
かかるの？



無料調停相談会は、調停というシステムのご利用方法に関して皆様に広く知っていただくために、定期的に行われている相談会です。調停制度とはどのようなもので、利用するにはどのような手続きが必要なのか？調停委員が実際にお抱えの問題を個別に聞き取り、調停を進めていくための具体的な方法をご説明します。

主催：旭川調停協会 TEL51-6254

後援：最高裁判所
旭川地方・家庭裁判所

無料調停相談会のお知らせ(旭川)

と き 平成28年10月19日(水) 午前10時から午後4時まで

と ころ フィール旭川7階(旭川市1条通8丁目)

相談内容 民事紛争(お金や土地、建物のトラブル、交通事故の損害)や
家事紛争(夫婦、男女、親子及び親族、扶養、相続に関する問題)
について、調停手続の利用に関する相談に応じます。

なお、現在裁判所において係属している事件の相談、法律判断
を求める相談はご遠慮ください。

申 込 み 予約は必要ありません。当日、直接会場にお申込みください。

相 談 員 旭川調停協会所属の調停委員

主 催 旭川調停協会

後 援 最高裁判所
旭川地方・家庭裁判所

問合せ先 旭川調停協会 平日 午前8時30分～午後5時まで
(旭川地方裁判所内 TEL 0166-51-6254)

調停とは・・・

裁判のように勝ち負けをきめるのではなく、話し合いによりお互いが
合意することで、もめごとの解決を図る手段です。

調停手続では、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が、もめごと
の解決にあたっています。

相談料は無料で、秘密は厳守されます。